

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 12 月に実施した監査（一部令和 6 年 9 月、10 月及び 11 月に実施したものを含む）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 28 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財務監査及び行政監査の結果

令和7年1月28日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、14 機関	
教育委員会	98 機関のうち、6 機関	
公安委員会	60 機関のうち、0 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、0 機関	計 384 機関のうち、20 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり6機関において3件の指摘事項及び6件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名	監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日(方法)
				指摘	指導	検討	
1	岐阜保健所	12月23日	実地	1	1	—	9月25日(実地)
2	岐阜保健所 本巢・山県センター	12月23日	実地	—	—	—	10月3日(実地)
3	健康福祉部 西濃保健所	12月17日	実地	—	—	—	10月7日(実地)
4	西濃保健所 揖斐センター	12月17日	実地	—	—	—	10月8日(実地)
5	保健環境研究所	11月27日	書面	—	—	—	9月6日(書面)
6	農政部 岐阜農林事務所	12月23日	実地	—	—	—	11月18日、12月9日(実地)
7	西濃農林事務所	12月25日	書面	—	1	—	11月11~12日(実地)
8	恵那農林事務所	11月27日	書面	—	—	—	10月10~11日(実地)
9	岐阜土木事務所	12月25日	書面	—	—	—	11月21~22日(実地)
10	大垣土木事務所	12月17日	実地	—	—	—	10月29~30日(実地)
11	県土整備部 美濃土木事務所	12月6日	実地	—	—	—	10月7~8日(実地)
12	恵那土木事務所	12月10日	実地	—	—	—	10月24~25日(実地)
13	東海環状自動車道事務所	12月17日	実地	—	—	—	10月29日(実地)

14	都市建築部	岐阜・西濃建築事務所	12月17日	実地	—	—	—	10月29日(実地)
15	教育委員会	東濃教育事務所	12月10日	実地	—	—	—	9月12日(実地)
16		各務原高等学校	9月27日	書面	1	1	—	6月17日(実地)
17		岐阜農林高等学校	10月23日	書面	—	1	—	8月27日(実地)
18		東濃高等学校	9月27日	書面	1	1	—	6月25日(実地)
19		瑞浪高等学校	9月27日	書面	—	1	—	6月20日(実地)
20		華陽フロンティア高等学校	12月6日	実地	—	—	—	9月6日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 6機関				3件	6件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内 容
岐阜保健所	指摘事項	公務のため職員が公用車を運転中、赤信号を見落として交差点へ進入した際、右方から青信号に従い直進してきた小型乗用自動車と衝突し、車両を破損させるとともに、運転者を負傷させ、さらにその衝突により当該車両が左方から進行してきた軽乗用自動車と衝突したことにより、車両を破損させ、運転者及び同乗者を負傷させた交通事故について、損害賠償金として6,433,928円のコスト負担が発生するとともに、公用車が廃車(取得価格1,027,950円)となっていたので、再発防止の徹底を図りたい。
	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、不用決定前に原材料としての価値を調査するために参考として入手した見積書を契約に必要な見積書としていたので、今後は適正に処理されたい。
西濃農林事務所	指導事項	物品の管理事務において、購入した公用車の取得価格を3,130,410円として物品登録すべきところ、検査登録手続代行費用24,800円を含めた3,155,210円で物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
各務原高等学校	指摘事項	自動販売機設置に係る土地貸付料の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、調定日から1か月以上経過した後に収納されていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、タブレット1台(取得価格70,785円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
岐阜農林高等学校	指導事項	防犯カメラの運用事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の職名の表示を行うべきところ、当該表示が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

東濃高等学校	指摘事項	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として215,941円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	外部記録媒体の管理事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、防犯カメラ及びSDカードを1か月ごとに現物確認すべきところ、令和5年度中の現物確認が一度もされていなかったため、防犯カメラによって撮影された画像等の漏えい、滅失又は毀損防止その他画像等の安全管理のために必要な措置の徹底を図られたい。
瑞浪高等学校	指導事項	外部記録媒体の管理事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、防犯カメラ及びSDカードを1か月ごとに現物確認すべきところ、令和5年度中の現物確認が令和5年5月15日以降されていなかったため、防犯カメラによって撮影された画像等の漏えい、滅失又は毀損防止その他画像等の安全管理のために必要な措置の徹底を図られたい。